

令和6年度空き家に関する支援制度一覧（1/2）

市町村名：前橋市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 （利子補給の場合は 利子補給率）	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 （申込・問合せ先）	H P掲載（リンク先）	その他
空き家対策事業（空き家活用 リフォーム補助）	助成	空き家活用リフォーム補助（居住支援）	1年以上居住していない空き家を、住居として活用するために改修する費用に対し補助。	対象者 ①売買・相続・譲渡等により取得した空き家をリフォームし、居住しようとする個人 ②売買・相続・譲渡等により取得した空き家をリフォームし、親族関係にある者に貸そうとする個人 ③親族関係にある者から借りた空き家をリフォームし、居住しようとする個人 要件 ①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者（現地調査により申請が適切な者） ②前橋市内の事業者が行う工事であること ※前橋市内の住所表記で見積書・領収書を発行できる業者に限る ③市税の滞納がない者 ④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと ⑤昭和56年5月31日以前に建築されていた建物の場合は、耐震性を有している証明がされていること	対象工事費用（消費税を除く）の1／3以内で上限70万円を超えない範囲（加算額含めてMAX120万円） 主な対象外費用：空き家及び土地の所得にかかる費用。残置物片付け費、増築・増床・機能追加工事	－	－	令和6年11月29日まで、かつ予算に達し次第受付終了	－	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikuiutaku/gvomu/2/1/4292.html	
空き家対策事業（老朽空き家 解体補助）	助成	老朽空き家解体補助	昭和56年5月31日以前に建築され倒壊の危険のおそれや将来的に特定空き家となる可能性がある1年以上居住していない空き家を、解体する費用に対し補助。	対象者 ①空き家の所有者で、解体しようとする個人 ②空き家の所有者の法定相続人で、解体しようとする個人 ③空き家の所有者等から承諾を得て、解体しようとする個人 要件 ①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者（現地調査により申請が適切な者） ②前橋市内の事業者が行う工事であること ③市税の滞納がない者 ④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと	対象工事費用（消費税を除く）の1／3以内で上限25万円を超えない範囲（加算措置あり） 主な対象外費用：残置物片付け費、物置・カーポート等撤去費、庭石撤去費、浄化槽処分費	－	－	令和7年1月31日まで、かつ予算に達し次第受付終了	－	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikuiutaku/gvomu/2/1/4292.html	

令和6年度空き家に関する支援制度一覧（2/2）

市町村名：前橋市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる（工事）内容	対象（者）要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	H P掲載（リンク先）	その他
空き家対策事業（空き家バンク家財処分補助）	助成	空き家バンク家財処分補助	前橋市空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクに登録後、契約成立となった住宅の家財道具等の処分に係る費用に対し補助。 補助対象となる費用は、次のすべてに該当する費用とする。 ① 前橋市空き家バンクに登録された住宅において、契約が成立となった後の家財道具等の処分に係る費用。 ・家財道具の搬出、処分に要する費用 ・特定家庭用機器商品化法（家電リサイクル法）により指定された家電製品の処分に要する費用 ・ごみ等の処分に要する費用 ② 前橋市一般廃棄物収集運搬業者名簿に登録がある、前橋市内に本店、支店または営業所等がある事業者に依頼した処分に係る費用	対象者 ① 前橋市空き家バンクに登録をした所有者で、売買契約または賃貸借契約が成立した者。ただし、契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。 ② 処分前に申請できる者 ③ 市税の滞納がない者 要件 ①前橋市一般廃棄物収集運搬業者名簿に登録がある、前橋市内に本店、支店または営業所等がある事業者に依頼した処分であること。 ※処分完了後に領収書を発行できる業者に限る ②前橋市老朽空き家解体解体補助事業と併用して申請していないこと。	対象工事費用 全額で上限10万円を超えない範囲 主な対象外費用： ・住宅及び土地の売買に係る費用 ・家賃に係る費用 ・各種申請手数料 ・物置、カーポート等の附属の構築物の解体費 ・住宅の改修費 ・敷地内の樹木伐採、草刈り等の費用 ・すでに処分済の費用	-	-	令和7年3月14日まで、かつ予算に達し次第受付終了	-	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi-gunma.jp/soshiki/toshikeikakubu/kenchikuiutaku/gvomu/2/1/32617.html	